

『補助金等の交付により造成した基金等に関する基準』等に基づく公表資料

1. 基金の概要(平成20年度)

基金の名称	遊休農地整備特別対策融資事業基金
法人名	社団法人 全国農地保有合理化協会
基金額(国庫補助金等相当額)	0.05百万円(0.05百万円)(平成20年4月1日現在)
基金事業の概要	○ 農地保有合理化法人が行う遊休農地整備特別対策事業の実施に要する資金の一部を貸付け

2. 見直し結果(平成20年度)

項目	講ずる措置
実施した見直しの概要 (平成20年12月24日行政改革推進本部決定における措置内容等(※1))	○ 平成20年度をもって基金事業を廃止し、国からの補助金の残額の全部を国庫へ返納
基金事業を終了する時期	○ 平成20年度に事業を終了する。
次回の見直し時期	—
基金事業の目標	—
目標達成度の評価	—
基金の保有割合	○ 算出した保有割合は、1.0であった。算出に用いた方式及び数値については、以下のとおりである。
基金の保有割合の算出	(算出に用いた方式) 保有割合＝直近年度末の基金額÷(貸付残高＋国庫返納予定額) ＝0.05百万円÷(0円＋0.05百万円) (算出に用いた数値) 直近年度末の基金額：平成19年度末の基金額：0.05百万円 貸付残高：0円 国庫返納予定額：0.05百万円
使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果(※2)	使用見込みの低い基金等の該当の有無 無 [有の場合]該当する理由 — (使用見込みの低い基金等に該当する場合の検討の結果) —
その他	○ 平成20年度に基金廃止済み。

(※1)「補助金等の交付により造成した基金の見直しについて」(平成20年12月24日行政改革推進本部決定)

(※2)「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準(平成18年8月15日閣議決定)」の3(4)エに基づき検討した結果は、「使用見込みの低い基金等の取扱いの検討結果」欄に記載する。